

最高裁秘書第1010号

令和6年4月30日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、名古屋地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

ア 夜間休日の当番を失念した裁判官の氏名が書いてある文書（令和元年度以降のもの）

イ 日直裁判官執務室に備え付けられている、勾留ノウハウ（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和5年6月20日付け（同月23日受付）

2 答申番号

令和5年度（情）答申第44号

担当課 秘書課文書開示第二係 電話03（4233）5240